

理事立候補内規

(総則)

第1条 役員等候補者選定規程第5条に定める理事立候補の手続きは、本内規の定めるところによる。

(立候補の公募)

第2条 役員等候補者選定委員会は、2年の任期終了後に実施する理事の改選に合わせて理事の立候補を公募する。

(立候補届)

第3条 理事に立候補する者は、本会が公示する所定の期日までに、書面をもって立候補する旨を役員等候補者選定委員会に届出なければならない。

2 立候補届には次の事項を記載しなければならない。

- (1) 立候補届日
- (2) 立候補者氏名、郵便番号、住所、所属及び電話番号
- (3) 署名及び捺印
- (4) 立候補者が公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第6条第1号イ乃至ニに規定する欠格事由のいずれにも該当しないこと

(推薦状)

第4条 立候補届には、他の普通会員10人の推薦状を添付しなければならない。

2 推薦状には次の事項を記載しなければならない。

- (1) 推薦日
- (2) 推薦人の会員番号、氏名、所属及び住所
- (3) 推薦しようとする立候補者の氏名、所属及び住所
- (4) 推薦理由
- (5) 署名及び捺印

3 普通会員は1度の理事の改選につき2名以上の候補者を推薦してはならない。

(立候補届の受理)

第5条 役員等候補者選定委員会は、立候補しようとする者が次の要件を満たすとき立候補届を受理する。

- (1) 定款第10条及び第11条に抵触しないと認められること。
- (2) 立候補届が第3条の要件を満たすこと。
- (3) 推薦状が第4条の要件を満たすこと。